

寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第2号

寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第56条の見出し中「還付」の次に「又は充当」を加え、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その還付を受けるべき者に未納徴収金があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、これを当該未納徴収金に充当しなければならない。

第56条第2項中「より還付」の次に「又は充当」を加え、「過誤納金還付通知書」を「還付充当通知書」に改め、同条第3項中「過誤納金還付通知書」を「還付充当通知書」に改める。

第52号様式を次のように改める。

第52号様式（第56条関係）

年 月 日

住所

氏 名 様

神奈川県高座郡寒川町長

氏 名

還付充当通知書

あなたの納められた税（料）が過誤納となりましたので、下記のとおり還付、充当します。

納付(入)義務者 氏名・名称								
過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還 付 額

〈過誤納の詳細〉

[illegible]

單位：円

〈振込先口座〉

金融機関名				支店名			
預金種目		口座番号		口座名義人			

審查請求等

審査請求等
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に寒川町（寒川町長）に対して審査請求をすることができま

2. 審査請求に対する裁決があり、なお、処分に不服があるときは、裁決があつたことを以ての翌日から起算して6か月以内に東京府（東京市）を被告として、処分の取消しを以ての訴えを提起することがあります。なお、次のいずれかに該当する場合は、その裁決を悉くして訴訟を提起することがあります。（1）審査請求があつた日から3か月を経過しても理由がないとき。（2）処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（3）その他裁決を経ないことにより正当な理由があるとき。

3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求の訴えを提起することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

備 考

〈充当先の詳細〉

充 当 先 氏 名 · 名 称	
--------------------	--

[illegible]

單位:円

附 則

この規則は、令和8年2月24日から施行する。